

第70回 定時株主総会 招集ご通知



日本基礎技術株式会社
Japan Foundation Engineering Co., Ltd.

日時

令和5年6月29日(木曜日)
午前10時

場所

大阪市北区天満一丁目9番14号
当社5階会議室

ご来場の際は、末尾記載の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 取締役の報酬額改定の件

議決権行使期限

株主総会当日にご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、令和5年6月28日(水曜日)午後5時までに議決権を行使していただきたくお願い申し上げます。

証券コード1914
令和5年6月9日
(電子提供措置の開始日 令和5年6月7日)

株 主 各 位

大阪市北区天満一丁目9番14号
日本基礎技術株式会社
取締役社長 中原 巖

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わりありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトにて「第70回定時株主総会招集ご通知及び株主総会資料」として電子提供措置事項を掲載しております。いずれかのウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.jafec.co.jp/investment/kessan.php>

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/1914/teiji/>

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(銘柄名(会社名)又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、
ご確認くださいませようお願い申し上げます。)

書面による議決権の事前行使にあたっては、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討下されまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、令和5年6月28日(水曜日)午後5時までに到着するようご返送下されませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和5年6月29日（木曜日） 午前10時
2. 場 所 大阪市北区天満一丁目9番14号
当社5階 会議室

3. 目的事項
報告事項

1. 第70期（自令和4年4月1日至令和5年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第70期（自令和4年4月1日至令和5年3月31日）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 取締役の報酬額改定の件

4. その他招集にあたっての決定事項

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

-
- ・ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ・ 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・ 連結注記表
 - ・ 個別注記表
 - ・ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトへ修正内容を掲載させていただきます。

事業報告

(自 令和4年4月1日)
(至 令和5年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に伴う行動制限が緩和され、社会経済活動の正常化が進み、緩やかに持ち直しが見られたものの、ロシア・ウクライナ情勢の長期化により、資源価格やエネルギー価格の高騰が続き、世界経済は先行きの読めない厳しい状況が続いております。

この間、国内建設業界においては、国土強靱化関連等の公共工事は比較的堅調に推移したものの、民間建築分野では資材価格高騰による採算悪化の傾向が続き、厳しい状況が続いてきました。

かかる中、当社グループは、中期経営計画（2020年度～2022年度）の最終年度として、具体的な施策①「生産性を向上させ絶対収益を追求する」、②「技術力の向上と技術の伝承」を全社挙げて取り組み、業績の向上に努めてまいりました。

当連結会計年度の業績につきましては、受注高は、国内では、都市部を中心に予定数量の大幅見直しや来期以降への発注遅延等の影響により、計画を大きく下回る結果となりました。また、米国現地法人でも、大型案件の工事着工が来期以降に大幅に延期されたことから、国内・海外の受注高合計は、前年同期比15億78百万円（7.0%）減の210億76百万円となりました。

その主な内容は、「法面保護工事」が27億61百万円（前年同期比9.9%減）、「アンカー工事」が25億32百万円（前年同期比22.3%減）、「重機工事」が74億37百万円（前年同期比42.1%増）、「注入工事」が39億49百万円（前年同期比29.8%減）であります。

また、完成工事高につきましては、国内では、都市部での再開発工事、国土強靱化関連工事、エネルギー関連工事、鉄道関連工事等が堅調に進捗したため、期初計画を達成いたしました。

一方、米国現地法人では、大型案件の発注遅延に伴い、施工が先送りとなり計画を下回る結果となりました。

完成工事高は、全体で前年同期比17億97百万円（8.1%）増の239億8百万円となり、海外の減少を国内でカバーする結果となっております。

その主な内容は、「法面保護工事」が33億56百万円（前年同期比2.0%減）、「アンカー工事」が33億54百万円（前年同期比13.0%増）、「重機工事」が70億2百万円（前年同期比35.3%増）、「注入工事」が51億90百万円（前年同期比20.0%増）となっております。

利益面においては、一部の大型工事での進捗遅れによる不採算工事の発生、ならびに労働日数縮減のなかでの工期遵守厳命による就労人員の増により、労務費が増加したことから工事利益率は低下しましたが、都市再開発関連の障害物撤去等大型重機工事による生産性向上に加え、エネルギー関連工事や鉄道・高速道路の補修工事が順調に進捗した結果、国内では期初計画を上回りました。

一方、米国現地法人では、売上高の減少により、工事利益が大幅に低下し、赤字経営となりました。

その結果、連結営業損益は7億78百万円の利益となり（前年同期は7億51百万円の営業利益）、経常損益につきましては10億8百万円の利益となりました（前年同期は9億63百万円の経常利益）。親会社株主に帰属する当期純損益につきましては、5億26百万円の純利益となりました（前年同期は4億98百万円の純利益）。

なお、企業集団および当社の工種別の受注ならびに完成工事高は次の通りであります。

(単位 百万円)

区 分	前期繰越工事高	当期受注高	当期完成工事高	次期繰越工事高
法面保護工事	2,712 (2,712)	2,761 (2,761)	3,356 (3,356)	2,117 (2,117)
ダム基礎工事	441 (441)	817 (817)	1,060 (1,060)	198 (198)
アンカー工事	2,979 (2,979)	2,532 (2,532)	3,354 (3,354)	2,157 (2,157)
重機工事	1,830 (1,505)	7,437 (5,230)	7,002 (5,053)	2,265 (1,682)
注入工事	4,165 (4,165)	3,949 (3,949)	5,190 (5,190)	2,923 (2,923)
維持修繕工事	31 (31)	121 (121)	151 (151)	0 (0)
環境保全工事	152 (152)	201 (201)	283 (283)	71 (71)
その他土木工事	770 (770)	2,382 (2,382)	2,323 (2,323)	828 (828)
建設コンサル・地質調査	931 (931)	872 (872)	1,185 (1,185)	617 (617)
計	14,014 (13,689)	21,076 (18,869)	23,908 (21,960)	11,181 (10,597)

(注) 下段 () は、当社単独の前期繰越工事高、当期受注高、当期完成工事高、次期繰越工事高を記載しております。

(2) 設備投資の状況

当期において実施いたしました設備投資の総額は8億76百万円であります。

このうち主なものは、大口径削孔機 (BG-14) の61百万円および大口径削孔機 (BG-20) 低空頭システムの56百万円、半自動パーカッションドリル (A-RPD) の53百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当期中には、資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響は収束しつつも、ロシア・ウクライナ情勢による資材価格の高騰や働き方改革への対応など、引き続き厳しい事業環境が続くものと予測されます。

一方、米国現地法人では、カーボンニュートラル政策により、着工が先送りされてきた案件が、本格的に動き出すとの情報があり、明るい兆しが見えています。

このような状況下、新たに策定した中期経営計画（2023年度～2025年度）に従い、グループ全体としての数値目標の達成に向け、重点施策に従って、全社を挙げて取り組んでいく所存であります。

(5) 財産および損益の状況の推移**① 企業集団の財産および損益の状況の推移**

区 分	第67期	第68期	第69期	第70期 (当連結会計年度)
	自平成31年4月1日 至令和2年3月31日	自令和2年4月1日 至令和3年3月31日	自令和3年4月1日 至令和4年3月31日	自令和4年4月1日 至令和5年3月31日
受 注 (百万円) 高	23,229	22,571	22,654	21,076
完 成 工 事 高 (百万円) 高	24,124	22,854	22,111	23,908
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	507	213	498	526
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	18.97	8.54	21.97	25.40
総 資 産 (百万円) 産	30,750	30,857	30,091	30,235
純 資 産 (百万円) 産	23,159	22,637	21,109	20,627

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数に基づき、自己株式数を控除して算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第69期の期首から適用しており、第69期以降に係る数値等については、当該会計基準等を適用した後の数値等となっております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第67期	第68期	第69期	第70期 (当期)
	自平成31年4月1日 至令和2年3月31日	自令和2年4月1日 至令和3年3月31日	自令和3年4月1日 至令和4年3月31日	自令和4年4月1日 至令和5年3月31日
受 注 (百万円) 高	20,448	21,576	21,327	18,869
完 成 工 事 (百万円) 高	20,714	19,723	20,521	21,960
当 期 純 利 益 (百万円)	342	244	557	702
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	12.81	9.78	24.60	33.87
総 資 産 (百万円)	29,158	29,667	29,444	29,989
純 資 産 (百万円)	23,121	22,544	21,139	20,897

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数に基づき、自己株式数を控除して算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第69期の期首から適用しており、第69期以降に係る数値等については、当該会計基準等を適用した後の数値等となっております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
(株)オーケーソイル	百万円 26	100.0 %	建設業、建設機器、資材のリース
JAFEC USA, Inc.	百万米ドル 62	100.0 %	建設業

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、当社、連結子会社2社、関連会社2社で構成され、法面保護工事、ダム基礎工事、アンカー工事、重機工事、注入工事、維持修繕工事、環境保全工事ならびにこれらに関連する事業を行っており、あわせて建設コンサルタントおよび地質調査を行っております。

(8) 主要な営業所

- ① 当 社
 本 社 大阪市北区天満一丁目9番14号
 東京本社 東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目1番12号
 支 店 札幌支店（札幌市）、東北支店（仙台市）、首都圏支店（渋谷区）、中部支店（名古屋市）、関西支店（大阪市）、九州支店（福岡市）
- ② 連結子会社
 株式会社オーケーソイル 東京都足立区佐野二丁目20番1号
 JAFEC USA, Inc. 米国カリフォルニア州サンノゼ市

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
399 名	減 19 名

(注) 使用人兼務取締役および臨時雇用者は含んでおりません。

② 当社の従業員数

従業員数			前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
技術	事務	計			
271 名	92 名	363 名	減 16 名	43.9 才	18.9 年

(注) 使用人兼務取締役および臨時雇用者は含んでおりません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況

① 発行可能株式総数	86,853,100株		
② 発行済株式総数	29,346,400株	(うち自己株式	9,333,440株)
③ 当期末株主数	6,436名		
④ 大株主			

株主名	持株数	持株比率
日本基礎技術取引先持株会	2,585千株	12.92%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,069	5.34
日本国土開発株式会社	1,032	5.16
日本基礎技術従業員持株会	829	4.14
株式会社りそな銀行	771	3.85
株式会社北陸銀行	746	3.73
東陽商事株式会社	684	3.42
日本生命保険相互会社	507	2.54
前川貞夫	387	1.94
三菱UFJ信託銀行株式会社	346	1.73

(注) 1.令和4年11月28日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式総数は前期末と比べて1,500,000株減少しております。
2.持株比率は、自己株式(9,333,440株)を控除して算出しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次の通りであります。

区分	株式の種類および数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	当社普通株式23,593株	4名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3.(4)取締役および監査役の報酬等の額」に記載しております。

(2) その他株式に関する重要な事項

当社は、令和4年11月11日の当社取締役会の決議に基づき、令和4年11月28日付で1,500,000株の自己株式を消却いたしました。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(会社における地位)	(担当および重要な兼職の状況)	(氏 名)
代表取締役社長	(株式会社オーケーソイル代表取締役会長)	中 原 巖
専務取締役執行役員	(営業本部長兼JAFEC USA, Inc.取締役)	柏 谷 英 博
常務取締役執行役員	(技術本部長兼事務管理本部担当役員 兼JAFEC USA, Inc.代表取締役社長)	田 中 邦 彦
取締役執行役員	(株式会社オーケーソイル代表取締役社長)	持 田 裕 晋
取 締 役		潮 田 盛 雄
取 締 役		厨 川 道 雄
監 査 役 (常 勤)		池 田 昌 義
監 査 役	(敷島印刷株式会社代表取締役会長)	岡 村 裕
監 査 役	(グローバル法律事務所弁護士)	相 内 真 一
監 査 役		松 永 烈

(注)

- ① 取締役潮田盛雄、厨川道雄は、社外取締役であります。
- ② 取締役潮田盛雄、厨川道雄は、東京証券取引所に独立役員として届出ております。
- ③ 監査役岡村 裕、相内真一、松永 烈は、社外監査役であります。
監査役相内真一、松永 烈は、東京証券取引所に独立役員として届出ております。
- ④ 監査役岡村 裕は、株式会社りそな銀行代表取締役副社長およびりそな総合研究所株式会社代表取締役社長を歴任しており、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

【参考資料：スキルマトリックス】

		企業経営	技術開発	財務会計	営業マーケティング	法務リスクマネジメント	海外事業	業界知見
取締役	中原 巖	●			●	●		●
	柏谷 英博	●			●		●	●
	田中 邦彦	●	●	●	●	●	●	●
	持田 裕晋	●	●		●			●
	潮田 盛雄 (社外)	●						●
	厨川 道雄 (社外)		●					●

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役潮田盛雄、厨川道雄および社外監査役岡村 裕、相内真一、松永 烈と、会社法第427条第1項ならびに当社定款に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に基づき、当社役員を被保険者とする役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を限度額5億円として令和4年7月25日に締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役および執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用および損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

	基本報酬および賞与	非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）
取締役	6名 15,581万円	4名 1,043万円
監査役	4名 2,634万円	—

- (注) 1. 報酬等の額には、取締役6名に対して当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額4千万円（うち社外取締役2名100万円）が含まれております。
2. 取締役の報酬額（基本報酬および賞与）は、令和2年6月26日開催の第67回定時株主総会において年額2億5千万円以内（うち社外取締役の報酬額は年額2千万円以内）と決議いただいております。当該決議時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役の員数は2名）であります。
監査役の報酬額は、平成6年6月14日開催の第41回定時株主総会において年額4千万円以内と決議いただいております。当該決議時点の監査役の員数は3名であります。
3. 令和3年6月29日開催の第68回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度を導入し、当社の社外取締役を除く取締役に対して、上記2.の取締役の報酬額の範囲内で、譲渡制限付株式の付与のための金銭債権を報酬として支払う報酬額は、年額4千万円以内（ただし、新たに発行または処分する普通株式の総数は年100,000株以内）と決議いただいております。当該決議時点の対象となる取締役の員数は4名であります。
4. 上記非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。

(5) 取締役および監査役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の概要

取締役および監査役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、下記の通り取締役会で決定しております。

- ① 取締役および監査役の報酬等は、株主総会で決定する報酬総額の限度額内で、業績および中長期的な企業価値を重視し、同業、同規模の他社との比較や従業員給与とのバランスに考慮して、当社役員として相応しい水準額を取締役会および監査役会間の協議により決定しております。
- ② 取締役報酬は、基本報酬、賞与、非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み、基本報酬と賞与を支給しております。業績連動型報酬は採用しておりません。基本報酬については、執行役員としての業務遂行状況を主な査定要素として決定するもので、〔Ⅰ〕～〔Ⅲ〕までの3ランクに分けられております。
(執行役員の資格給を基本とし、これに1.2～1.7倍までの基本報酬を設定しております。)
賞与については、執行役員としての従業員賞与と役員賞与で構成され、金額については、総額を取締役会で決議し、個別金額は代表取締役社長 中原 巖に一任としております。なお、当社の代表取締役社長は各部門を俯瞰した立場であり、一任するにふさわしいと判断しております。
非金銭報酬等については、譲渡制限付株式報酬とし、株主総会決議に基づき役位、職責等に応じて決定し、一定の時期に支給しております。
- ③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、代表取締役社長が原案を策定し、独立社外取締役を含む取締役全員の意見を踏まえつつ決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、適切であると判断しております。
- ④ 当社は平成20年役員退職慰労金制度を廃止し、基本報酬と1本化する新たな株式取得型報酬を導入しました。その算定方法は、導入時の退職慰労金をベースに月額を決定したもので、取締役による株式保有の促進に資するものであります。なお、本制度は社外取締役および監査役に適用しています。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬については、上記の方針に沿って決定されたものであります。

(6) 社外取締役および社外監査役に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者の兼任状況および当社と当該他の法人等との関係
 監査役岡村 裕は、敷島印刷株式会社の代表取締役会長であり、当社と当社との間には、記載すべき事項はありません。
 また、監査役相内真一は、グローバル法律事務所の弁護士であり、当社と同事務所との間には、記載すべき事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員の兼任状況および当社と当該他の法人等との関係
 該当事項はありません。
- ③ 社外取締役および社外監査役の当事業年度中の主な活動状況
 各社外役員は、定期的に開催される定例取締役会に出席し、公正な意見の表明を行いました。また、各社外監査役は、定期的に開催される監査役会に出席し、監査の方針・方法、内部統制に係る事項等他に
 ついて、適宜発言を行いました。

(事業年度中の取締役会、監査役会の出席状況)

区 分	取締役会 (7回開催)		監査役会 (14回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 潮田盛雄	6回	86%	-回	-%
取締役 厨川道雄	7回	100%	-回	-%
監査役 岡村裕	6回	86%	13回	93%
監査役 相内真一	7回	100%	14回	100%
監査役 松永烈	7回	100%	14回	100%

- (注) 1. 上記の他、書面決議として取締役会を3回開催しております。
 2. 取締役潮田盛雄は、同業の経営者経験を通じて培った豊富な知識・見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
 3. 取締役厨川道雄は、研究機関等における専門的知識・経験から、客観的な立場で取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
 4. 監査役岡村 裕は、主に出身分野である金融機関を通じて培った豊富な知識・見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換および重要事項の協議等を行っております。
 5. 監査役相内真一は、弁護士としての専門の見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換および重要事項の協議等を行っております。
 6. 監査役松永 烈は、研究機関等における専門的知識・経験から、客観的な立場で取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換および重要事項の協議等を行っております。

- ④ 当事業年度に係る社外役員の報酬等の総額
 5名 2,632万円

(注) 報酬等の額には、社外取締役2名に対して当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額100万円が含まれております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

太陽有限責任監査法人

3,000万円

② 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

3,000万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、次のとおりです。

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
3. 当社の在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）のレビュー業務を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制等に関する事項および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制等に関する事項

当社の「業務の適正を確保するための体制」については、次のとおりであります。

- ① **取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**
当社は経営理念、企業行動規範、企業倫理要綱、就業規則等の社内規定やコンプライアンス委員会ならびに内部通報制度を設け、法令・定款ならびに社会規範等の遵守のため全社ならびに部署ごとに真摯に取り組み、研修制度等により周知徹底し、更に監査役による監査体制の充実や内部監査の実施等により体制を確保いたします。
- ② **取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**
取締役はその職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社の社内規定に従い適切にこれを作成、保存および管理を行います。
- ③ **損失の危険の管理に関する規定その他の体制**
当社は災害、事故、不祥事、コンプライアンス等各種リスクへの対応についての当社の諸規定に従い、各々の部署において、事故防止へのチェック・研修・訓練等リスクへの備えに努め、全社的な対応としては、経営会議を主体に対応する他、社長はじめ各取締役を中心に構成する「中央安全衛生委員会」「投資保全委員会」「技術委員会」「コンプライアンス委員会」「リスクマネジメント委員会」等各委員会を設け、諸リスクへの迅速かつ適切な対応を行います。
- ④ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
当社は定例の取締役会の他、全社的に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するため経営会議を組織し毎月審議いたします。また、執行役員制度の導入により経営戦略および重要な業務執行の意思決定と日常の業務執行を区分し、業務執行機能の一層の強化と効率化を図ります。
- ⑤ **会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
当社は関係会社管理規定に則り、子会社よりその事業内容の定期的な報告を受け、また役職員の派遣を通じて当社グループとしての業務の適正を確保いたします。
- ⑥ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**
監査役より補助使用人の設置についての要請に応じ、員数および当該使用人の取締役からの独立性の確保を図ります。
- ⑦ **取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**
監査役は取締役会議に出席することによる取締役からの報告に加え、必要に応じ諸会議に出席するとともに、書面等の報告を受ける体制を確保いたします。
- ⑧ **その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制**
監査役は内部監査部門である監査室との連携、指示により実効的な監査が実施できる体制を確保いたします。また、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに情報の交換を行うなど連携を図ります。

⑨ **リスクマネジメント体制の整備、運用**

当社は全社的なリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を協議・承認する組織として、リスクマネジメント委員会を設置し、その運用において策定したリスクマネジメント基本規定に基づき、リスクマネジメントの実践を通じ、事業の継続・安定的発展を確保していく体制を図ります。

また、有事の際の迅速かつ適切な対応に備え、実践可能とすることを目的とした危機管理に関する基本事項を定めた危機管理基本規定を策定し、緊急時の対応を迅速に行える体制を整備いたします。

⑩ **財務報告に係る内部統制の整備、運用**

当社は財務報告に係る内部統制を適正に整備、運用および評価するために、「財務報告に係る内部統制の整備・運用規定」を内部統制関連諸規定に定めており、これに基づき、内部統制システムを適切に運用することにより財務報告の信頼性と適正性を確保いたします。

⑪ **独占禁止法遵守について**

当社は会社全般の業務の遂行にあたって、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」の遵守体制を徹底し、独占禁止法違反行為を未然に防止することを目的とするため、「独占禁止法遵守規定」ならびに「独占禁止法遵守マニュアル」を内部統制関連諸規定に定めております。

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況**

当社の取締役会は取締役6名で構成しており、迅速に経営判断できるよう適正人数で経営しております。取締役会は原則3ヶ月に1回開催することとし、その他必要の都度開催し、重要事項はすべて付議され業績の進捗についても議論し対策等を検討しております。また、平成12年6月より執行役員制度を導入しており、経営戦略および重要な業務執行の意思決定と日常の業務執行を区分し、業務執行機能の一層の強化を図っている他、平成14年6月より社外取締役の選任を行っており、取締役の本来の機能である経営方針および重要な業務執行の意思決定と取締役会の業務執行に対する監督を行うことに注力しております。なお、取締役会を補佐する審議機関として、各本部の本部長を中心に構成する経営会議を取締役会の開催されない月については必ず開催し、経営環境の変化に迅速な対応と意思決定ができる体制となっております。

当社は企業規模や事業内容から、監査役設置会社形態が最適であると判断し、監査役会を設置し、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、現在の監査役制度を採用しております。監査役会は4名で構成し、この内3名は非常勤の社外監査役であります。また、当社は会計監査人である太陽有限責任監査法人による会計監査を受けております。

6. **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況**

当社は反社会的勢力には、毅然として対応し一切関係を持ちません。

また、反社会的勢力などから不当な要求を受けた場合、毅然とした態度で接し、これらに関する団体・個人などを含めいかなる取引も行わないことを内部統制関連諸規定に遵守事項として定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切捨てております。

連結貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
千円		千円	
流 動 資 産	13,729,247	流 動 負 債	8,675,203
現金預金	5,806,553	支払手形	2,310,415
受取手形	1,615,506	工事未払金	1,844,554
完成工事未収金	5,433,680	短期借入金	3,100,000
有価証券	402,175	リース債務	106,496
未成工事支出金	315,455	未払法人税等	227,933
材料貯蔵品	96,436	未成工事受入金	68,530
その他流動資産	69,438	完成工事補償引当金	1,000
貸倒引当金	△10,000	賞与引当金	262,100
固 定 資 産	16,506,680	工事損失引当金	2,202
有形固定資産	11,328,061	その他流動負債	751,971
建物・構築物	4,146,075	固 定 負 債	933,466
機械・運搬具	2,529,990	リース債務	136,711
工具器具・備品	216,572	退職給付に係る負債	59,793
土地	4,435,422	土地再評価に係る繰延税金負債	69,924
無形固定資産	329,066	繰延税金負債	642,136
投資その他の資産	4,849,551	その他固定負債	24,901
投資有価証券	4,411,322	負 債 合 計	9,608,670
関係会社株式	12,477	純 資 産 の 部	
長期貸付金	45,487	株 主 資 本	19,833,416
破産更生債権等	224	資本剰余金	5,907,978
長期前払費用	6,418	資本剰余金	5,512,143
保険積立金	321,107	資本準備金	5,512,143
その他投資等	80,098	利益剰余金	12,861,201
貸倒引当金	△27,585	利益準備金	577,696
資 産 合 計	30,235,927	その他利益剰余金	12,283,505
		配当準備積立金	380,000
		技術開発積立金	260,000
		買換資産圧縮積立金	177,157
		別途積立金	9,515,000
		繰越利益剰余金	1,951,347
		自 己 株 式	△4,447,907
		その他の包括利益累計額	793,840
		その他有価証券評価差額金	1,753,970
		土地再評価差額金	△703,294
		為替換算調整勘定	△167,194
		退職給付に係る調整累計額	△89,640
		純 資 産 合 計	20,627,257
		負 債 純 資 産 合 計	30,235,927

(金額については千円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(自 令和 4 年 4 月 1 日
至 令和 5 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					配当準備 積立金	技術開発 積立金	
令和 4 年 4 月 1 日残高	5,907,978	5,512,143	2,545	5,514,689	577,696	380,000	260,000
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の消却	—	—	△5,373	△5,373	—	—	—
自己株式処分差益	—	—	2,827	2,827	—	—	—
買換資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△2,545	△2,545	—	—	—
令和 5 年 3 月 31 日残高	5,907,978	5,512,143	—	5,512,143	577,696	380,000	260,000

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金合計		
買 換 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
令和 4 年 4 月 1 日残高	177,389	9,515,000	2,406,272	13,316,358	△4,334,801	20,404,224
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	△278,001	△278,001	—	△278,001
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	526,972	526,972	—	526,972
自己株式の取得	—	—	—	—	△833,698	△833,698
自己株式の処分	—	—	—	—	11,092	11,092
自己株式の消却	—	—	△704,126	△704,126	709,500	—
自己株式処分差益	—	—	—	—	—	2,827
買換資産圧縮積立金の取崩	△231	—	231	—	—	—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	△231	—	△454,925	△455,156	△113,105	△570,808
令和 5 年 3 月 31 日残高	177,157	9,515,000	1,951,347	12,861,201	△4,447,907	19,833,416

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
令和4年4月1日残高	1,599,922	△703,294	△196,957	5,981	705,652	21,109,877
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△278,001
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	526,972
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△833,698
自己株式の処分	—	—	—	—	—	11,092
自己株式の消却	—	—	—	—	—	—
自己株式処分差益	—	—	—	—	—	2,827
買換資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	154,048	—	29,762	△95,622	88,188	88,188
連結会計年度中の変動額合計	154,048	—	29,762	△95,622	88,188	△482,620
令和5年3月31日残高	1,753,970	△703,294	△167,194	△89,640	793,840	20,627,257

連結注記表

〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〕

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

JAFEC USA, Inc.

株式会社オーケーソイル

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

関連会社 日本施設管理株式会社

株式会社オリオン計測

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない関連会社は、損益及び利益剰余金等の項目からみて、企業集団の状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度日等に関する事項

JAFEC USA, Inc.の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。

ただし、1月1日から連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金

個別法による原価法によっております。

材料貯蔵品

移動平均法による原価法によっております。

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。また、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 22～50年

機械装置 5～7年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リ ー ス 資 産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸 倒 引 当 金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別的な回収可能性を検討した必要額を計上しております。

②完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対し、過去の完成工事に係る補償額の実績を基に計上しております。

③賞 与 引 当 金

従業員賞与の支給に充てるため支給見込額を計上しております。

④工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

⑤契約損失引当金

契約の履行に伴い発生する損失に備えるため、今後発生すると見込まれる額を合理的に見積計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社グループは、主な事業として「建設工事」を行っております。

工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識しております。また、ごく短い工事契約については一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

6. その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(2) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る資産及び負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異については、5年による定額法により、発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。また、未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

【会計方針の変更に関する注記】

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

【表示方法の変更に関する注記】

（連結貸借対照表）

前連結会計年度まで投資その他の資産の「その他投資等」に含めて表示しておりました「保険積立金」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「保険積立金」は266,730千円であります。

【会計上の見積りに関する注記】

一定の期間にわたり履行義務を充足したことによる収益認識

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

一定期間にわたり充足される履行義務による完成工事高 19,241,334千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識する方法により売上高を計上しております。

工事原価総額は、過去の工事の施工実績を基礎として、個々の案件に特有の状況を織り込んだ実行予算を使用しており、工事着手後の状況の変化による作業内容の変更等を都度反映していますが、外注価格及び資機材価格の高騰、手直し等による施工中の追加原価の発生など想定外の事象により工事原価総額が増加した場合は、将来の業績に影響を及ぼす可能性があります。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産

建物	44,264千円
土地	262,885千円
計	307,149千円

上記担保提供資産に対応する債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 14,540,315千円

3. 事業用土地の再評価について

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布 法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布 法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「土地再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき算出する方法によっております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

4. 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は相殺せずに両建てで表示しております。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額はありません。

5. 貸出コミットメント契約

自己株式取得と運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と貸出コミットメント契約を締結しております。

当連結会計年度末における貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	4,000,000千円
借入実行残高	3,100,000千円
差引	900,000千円

〔連結損益計算書に関する注記〕

研究開発費

一般管理費に含まれる研究開発費は、122,224千円であります。

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 当該連結会計年度の末日における発行済株式の数	
普通株式	29,346,400株
2. 当該連結会計年度の末日における自己株式の数	
普通株式	9,333,440株
3. 当該連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項	
令和4年6月29日の第69回定時株主総会において、次のとおり決議しました。	
(1) 配当金の総額	278,001千円
(2) 配当の原資	利益剰余金
(3) 1株当たり配当額	13円
(4) 基準日	令和4年3月31日
(5) 効力発生日	令和4年6月30日
4. 当該連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項	
令和5年6月29日の第70回定時株主総会において、次のとおり決議する予定です。	
(1) 配当金の総額	260,168千円
(2) 配当の原資	利益剰余金
(3) 1株当たり配当額	13円
(4) 基準日	令和5年3月31日
(5) 効力発生日	令和5年6月30日

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、運転資金、設備資金については営業キャッシュ・フローで獲得した資金を投入し、不足分については銀行借入による方針であります。

資金運用については、安全性が高く、かつ、原則、元本が毀損することのない金融商品に限定しております。

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理を行うとともに、リスク低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に株式、債券であり、これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利変動リスク、市場価格変動リスクに晒されていますが、定期的に発行体の財務状況や債券の時価を把握しております。

営業債務である支払手形・工事未払金等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

短期借入金は、自己株式購入及び運転資金の調達であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は次表には含まれておりません（(注)参照）。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形・完成工事未収入金、支払手形及び工事未払金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券	4,469,998	4,469,998	—

(注) 市場価格のない非上場株式（連結貸借対照表計上額343,500千円）は、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	3,974,572	—	—	3,974,572
その他	—	495,425	—	495,425
資産計	3,974,572	495,425	—	4,469,998

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格、非上場投資信託は公表された基準価額を用いて評価しております。

上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

非上場投資信託は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

〔賃貸等不動産に関する注記〕

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、東京都その他の地域において、賃貸用のマンション等（土地を含む。）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	当期末時価
1,861,898	1,506,354

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
- 2 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定評価額、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であります。
- 3 令和5年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は53,790千円（賃貸収益は105,896千円で主に完成工事高に、賃貸費用は52,105千円で主に完成工事原価に計上）であります。

〔収益認識に関する注記〕

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

法面保護工事	3,356,364
ダム基礎工事	1,060,055
アンカー工事	3,354,723
重機工事	7,002,452
注入工事	5,190,897
維持修繕工事	151,968
環境保全工事	283,451
その他土木工事	2,323,431
建設コンサル・地質調査その他	1,081,279
顧客との契約から生じる収益	23,804,622
その他の収益	104,249
外部顧客への売上高	23,908,871

収益認識の時期別の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

一時点で移転される財	4,563,287
一定の期間にわたり移転される財	19,241,334
顧客との契約から生じる収益	23,804,622
その他の収益	104,249
外部顧客への売上高	23,908,871

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当連結会計年度における当社及び連結子会社における顧客との契約から計上された売上債権、契約資産及び契約負債の期首及び期末残高は下記のとおりであります。なお、連結貸借対照表上、売上債権及び契約資産は「完成工事未収入金」に、契約負債は「未成工事受入金」に含めております。

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	2,498,752
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	3,947,776
契約資産（期首残高）	2,549,599
契約資産（期末残高）	1,485,903
契約負債（期首残高）	99,225
契約負債（期末残高）	68,530

契約資産の増減は、主として収益認識（契約資産の増加）と、売上債権への振替（同、減少）により生じたものであります。契約負債の増減は、主として前受金の受取（契約負債の増加）と収益認識（同、減少）により生じたものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、17,564,992千円であり、当社グループは、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて1年から5年の間で収益を認識することを見込んでおります。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額	1,030円69銭
1株当たり当期純利益	25円40銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
	千円		千円
流 動 資 産	12,489,956	流 動 負 債	8,264,823
現金預金	5,165,765	支払手形	2,310,415
受取手形	1,531,100	工事未払金	1,597,054
完成工事未収金	4,943,290	短期借入金	3,100,000
有価証券	402,175	未払金	359,941
未成工事支出金	169,102	リース債務	47,992
材料貯蔵品	70,115	未払法人税等	199,466
関係会社短期貸付金	133,540	未成工事入金	52,687
その他流動資産	84,866	完成工事補償引当金	1,000
貸倒引当金	△10,000	工事損失引当金	2,202
固 定 資 産	17,499,780	賞与引当金	260,000
有形固定資産	10,751,706	その他流動負債	334,063
建物・構築物	4,090,725	固 定 負 債	827,099
機械・運搬具	2,319,328	リース債務	77,911
工具器具・備品	216,414	繰延税金負債	654,471
土地	4,125,238	土地再評価に係る繰延税金負債	69,924
無形固定資産	327,544	その他固定負債	24,791
投資その他の資産	6,420,528	負 債 合 計	9,091,922
投資有価証券	4,395,560	純 資 産 の 部	
関係会社株式	946,507	株 主 資 本	19,846,483
従業員に対する長期貸付金	45,487	資本剰余金	5,907,978
関係会社長期貸付金	591,043	資本準備金	5,512,143
破産更生債権等	224	利益剰余金	12,874,268
長期前払費用	6,362	利益準備金	577,696
その他投資等	462,929	その他利益剰余金	12,296,572
貸倒引当金	△27,585	配当準備積立金	380,000
資 産 合 計	29,989,737	技術開発積立金	260,000
		買換資産圧縮積立金	177,157
		別途積立金	9,515,000
		繰越利益剰余金	1,964,414
		自 己 株 式	△4,447,907
		評価・換算差額等	1,051,331
		その他有価証券評価差額金	1,754,625
		土地再評価差額金	△703,294
		純 資 産 合 計	20,897,815
		負 債 純 資 産 合 計	29,989,737

(金額については千円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

(自 令和 4 年 4 月 1 日
至 令和 5 年 3 月 31 日)

売 上 高		千円
完 成 工 事 高		21,960,388
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価		18,576,187
売 上 総 利 益		
完 成 工 事 総 利 益		3,384,201
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,257,821
営 業 利 益		1,126,379
営 業 外 収 益	千円	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	273,663	
為 替 換 算 差 益	10,861	
保 険 解 約 返 戻 金	8,271	
そ の 他	26,541	319,337
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,586	
固 定 資 産 除 却 損	22,753	
支 払 手 数 料	5,229	
そ の 他	12,618	49,187
経 常 利 益		1,396,529
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2,215	2,215
特 別 損 失		
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	230,784	
そ の 他	1,229	232,013
税 引 前 当 期 純 利 益		1,166,730
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	409,010	
法 人 税 等 調 整 額	55,007	464,017
当 期 純 利 益		702,713

(金額については千円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(自 令和 4 年 4 月 1 日
至 令和 5 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					配当準備 積立金	技術開発 積立金	
令和 4 年 4 月 1 日残高	5,907,978	5,512,143	2,545	5,514,689	577,696	380,000	260,000
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の消却	—	—	△5,373	△5,373	—	—	—
自己株式処分差益	—	—	2,827	2,827	—	—	—
買換資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	△2,545	△2,545	—	—	—
令和 5 年 3 月 31 日残高	5,907,978	5,512,143	—	5,512,143	577,696	380,000	260,000

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計		
買 換 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
令和 4 年 4 月 1 日残高	177,389	9,515,000	2,243,598	13,153,683	△4,334,801	20,241,550
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	△278,001	△278,001	—	△278,001
当期純利益	—	—	702,713	702,713	—	702,713
自己株式の取得	—	—	—	—	△833,698	△833,698
自己株式の処分	—	—	—	—	11,092	11,092
自己株式の消却	—	—	△704,126	△704,126	709,500	—
自己株式処分差益	—	—	—	—	—	2,827
買換資産圧縮積立金の取崩	△231	—	231	—	—	—
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	△231	—	△279,183	△279,414	△113,105	△395,066
令和 5 年 3 月 31 日残高	177,157	9,515,000	1,964,414	12,874,268	△4,447,907	19,846,483

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	土地再評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
令和4年4月1日残高	1,601,224	△703,294	897,930	21,139,480
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△278,001
当期純利益	—	—	—	702,713
自己株式の取得	—	—	—	△833,698
自己株式の処分	—	—	—	11,092
自己株式の消却	—	—	—	—
自己株式処分差益	—	—	—	2,827
買換資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	153,401	—	153,401	153,401
事業年度中の変動額合計	153,401	—	153,401	△241,665
令和5年3月31日残高	1,754,625	△703,294	1,051,331	20,897,815

個別注記表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金

個別法による原価法によっております。

材料貯蔵品

移動平均法による原価法によっております。

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。また、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 22～50年

機械装置 5～7年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別的な回収可能性を検討した必要額を計上しております。

(2) 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対し、過去の完成工事に係る補償額の実績を基に計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため支給見込額を計上しております。

(4) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異は、5年による定額法により、発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から未認識数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産の「その他投資等」の区分に表示しております。

また、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(6) 投資損失引当金

子会社への投資に対する損失に備えるため、その財政状態等を勘案して計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、主な事業として「建設工事」を行っております。

工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識しております。また、ごく短い工事契約については一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

【会計方針の変更に関する注記】

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

【会計上の見積りに関する注記】

一定の期間にわたり履行義務を充足したことによる収益認識

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

一定期間にわたり充足される履行義務による完成工事高

17,920,287千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記」における記載内容と同一であります。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額	12,351,727千円
2. 債務保証	
JAFEC USA, Inc.の以下のものに対し、次のとおり債務保証を行っております。	
信用状	3,632,326千円
3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務（区分表示したものを含む）	
短期金銭債権	195,238千円
長期金銭債権	591,043千円
短期金銭債務	374千円
4. 事業用土地の再評価について	
土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布 法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布 法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「土地再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。	
再評価の方法	
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき算出する方法によっております。	
再評価を行った年月日	
	平成14年3月31日
5. 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は相殺せずに両建てで表示しております。	
損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額はありません。	
6. 貸出コミットメント契約	
自己株式取得と運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と貸出コミットメント契約を締結しております。	
当事業年度末における貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。	
貸出コミットメントの総額	4,000,000千円
借入実行残高	3,100,000千円
差引	900,000千円

〔損益計算書に関する注記〕

1. 研究開発費	
一般管理費に含まれる研究開発費は、122,224千円であります。	
2. 関係会社との取引	
営業取引高	
機械レンタル収入	13,648千円
仕入高	36,706千円
営業取引以外の取引高	103,664千円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

当該事業年度の末日における自己株式の数	
普通株式	9,333,440株

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
貸倒引当金	11,501千円
賞与引当金	79,560千円
未払事業税	18,639千円
会員権評価損	24,983千円
投資有価証券評価損	215,743千円
関係会社株式評価損	1,982,265千円
工事損失引当金	673千円
減損損失	39,847千円
その他	33,351千円
繰延税金資産小計	2,406,565千円
評価性引当額	△2,270,610千円
繰延税金資産合計	135,955千円
(繰延税金負債)	
前払年金費用	△21,227千円
買換資産圧縮積立金	△78,112千円
その他有価証券評価差額金	△690,602千円
その他	△483千円
繰延税金負債合計	△790,426千円
繰延税金資産（負債）の純額	△654,471千円

〔関連当事者との取引に関する注記〕

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	JAFEC USA, Inc.	所有 直接 100%	費用の立替 資金の援助 機械装置の賃 貸 役員の兼任 債務保証	費用の立替 立替金の回収 資金の貸付 (注1) (注2) 貸付金の回収 賃貸料受取 債務保証 (注4) 増資の引受 (注5)	21,894 23,134 1,200,582 446,834 13,648 3,632,326 234,029	立替金 関係会社短期貸付金 関係会社長期貸付金 未収利息 未収入金 — —	5,541 133,540 480,343 43,095 7,884 — —

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

(注2) 貸付利率については、市場金利を勘案して決定しております。

なお、担保は受け入れておりません。

(注3) JAFEC USA, Inc.の信用状に対して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。また、取引金額は期末現在の保証残高であります。

(注4) JAFEC USA, Inc.の増資の引受については、同社に対する貸付金526,800千円を現物出資（デット・エクイティ・スワップ）したものです。デット・エクイティ・スワップに伴い、当事業年度において230,784千円の関係会社貸倒引当金繰入額を計上しており、貸付金526,800千円に対して計上していた貸倒引当金292,770千円を控除した234,029千円を関係会社株式に計上しております。そのため、取引金額はデット・エクイティ・スワップの対象となる債権に対する貸倒引当金控除後の金額であります。

〔収益認識に関する注記〕

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針に係る事項に関する注記「4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

〔1 株当たり情報に関する注記〕

1 株当たり純資産額

1,044円21銭

1 株当たり当期純利益

33円87銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

令和5年5月24日

日本基礎技術株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡本 伸吾 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉永 竜也 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本基礎技術株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本基礎技術株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

令和5年5月24日

日本基礎技術株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡本 伸吾 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉永 竜也 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本基礎技術株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を監査業務の品質管理に関する諸法令・基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年5月26日

日本基礎技術株式会社 監査役会

常勤監査役	池田昌義 ㊞
社外監査役	岡村裕 ㊞
社外監査役	相内真一 ㊞
社外監査役	松永烈 ㊞

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第70期の期末配当金につきましては、安定的な配当の継続を勧案の上、1株当たり13円配当といたしたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金13円 総額 260,168,480円
- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日
令和5年6月30日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役1名を増員し、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	なか はら いわお 中 原 巖 (昭和26年9月16日生)	昭和56年4月 当社入社 平成10年4月 当社重機事業本部技術部長 平成12年10月 当社執行役員 平成14年4月 当社東京支店長 平成14年10月 当社技術本部副本部長 平成16年4月 当社常務執行役員 技術本部長 平成16年6月 当社常務取締役 平成17年4月 当社東京支社長 首都圏支店長 平成18年11月 当社専務取締役 平成19年6月 当社代表取締役社長 (現在) 平成22年5月 (株)オーケーソイル 代表取締役会長 (現在) 平成23年4月 当社技術本部担当 平成24年2月 当社事務管理本部担当 平成28年4月 当社事務管理本部担当	257,942株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	かしわ や ひで ひる 柏 谷 英 博 (昭和30年11月24日生)	昭和51年 4 月 当社入社 平成 8 年 4 月 当社新潟支店副支店長 平成12年 4 月 当社北陸支店長 平成18年 4 月 当社中部支店長 平成23年 4 月 当社執行役員 平成25年 4 月 当社営業本部副本部長 東京支社長 平成25年 6 月 当社取締役執行役員 平成27年 4 月 当社営業本部長代行 平成27年 6 月 当社営業本部長 (現在) 日本施設管理(株)取締役 (現在) 平成29年 4 月 JAFEC USA,Inc.取締役 (現在) 平成29年 6 月 当社取締役常務執行役員 令和 3 年 6 月 当社専務取締役執行役員 (現在)	59,502株
3	た なか くに ひこ 田 中 邦 彦 (昭和35年11月18日生)	昭和58年 4 月 当社入社 平成14年 8 月 当社事務管理本部総務部長 平成17年 4 月 当社東京支社事務管理部長 平成20年11月 当社技術本部品質保証部長 平成22年 1 月 当社事務管理本部副本部長 平成22年 5 月 (株)オーケーソイル取締役 平成23年 4 月 当社事務管理本部長 (株)オリオン計測社外取締役 平成23年 7 月 当社執行役員 平成24年 1 月 JAFEC USA,Inc.取締役 平成25年 6 月 当社取締役執行役員 平成28年 4 月 当社首都圏支店長 平成28年10月 当社東京支社長 令和 3 年 4 月 当社社長室長 JAFEC USA,Inc. 代表取締役社長 (現在) 令和 3 年 6 月 当社常務取締役執行役員 (現在) 技術本部長 (現在) 事務管理本部担当役員 (現在)	64,468株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	持田裕普 (昭和39年1月11日生)	昭和59年4月 当社入社 平成20年4月 当社東北支店工事部長 平成22年1月 当社技術本部統括工事部長 平成24年4月 当社首都圏支店長 平成26年10月 当社東京支社長 平成27年4月 当社執行役員 技術本部長 平成27年6月 当社取締役執行役員 (現在) JAFEC USA,Inc.取締役 平成29年4月 (株)オーケーソイル 代表取締役社長 (現在)	43,998株
5	潮田盛雄 (昭和8年10月21日生)	昭和43年3月 (株)アイ・エヌ・エー新土木研究所入社 (現 (株)クリアリア) 昭和46年12月 同社取締役 昭和54年7月 同社常務取締役 昭和58年4月 同社専務取締役 平成4年6月 同社代表取締役副社長 河川事業本部長 平成10年6月 同社代表取締役社長 技術管理本部長 平成14年4月 同社相談役 平成17年6月 当社取締役 (現在)	77,900株
6	厨川道雄 (昭和17年8月30日生)	昭和41年4月 通産省資源環境技術総合研究所入所 平成3年3月 同公害資源研究所企画室長 平成10年3月 同資源環境技術総合研究所長 平成17年5月 (独)産業技術総合研究所研究顧問 (地圏資源環境研究部門) 平成17年6月 (株)つくば研究支援センター常務取締役 平成21年6月 当社監査役 令和元年6月 当社取締役 (現在)	42,246株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
※7	おかむら ひろし 岡村 裕 (昭和27年4月13日生)	昭和51年4月 (株)大和銀行入行 (現 (株)りそな銀行) 平成14年3月 同行梅田支店長 平成17年6月 同行専務執行役員 平成18年6月 同行代表取締役副社長兼執行役員 平成20年6月 りそな総合研究所(株)代表取締役社長 平成21年6月 (株)近畿大阪銀行取締役 (現 (株)関西みらい銀行) 平成23年6月 当社監査役 (現在) 平成24年6月 敷島印刷(株)代表取締役社長 令和4年6月 敷島印刷(株)代表取締役会長 (現在)	31,542株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※は、新任の取締役候補者であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「3. 会社役員に関する事項 (3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 潮田盛雄氏は、社外取締役候補者であります。
潮田盛雄氏は、東京証券取引所に独立役員として届出ております。
潮田盛雄氏につきましては、(株)アイ・エヌ・エーでの代表取締役としての経営経験を踏まえ、当社社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって18年間であります。
5. 厨川道雄氏は、社外取締役候補者であります。
厨川道雄氏は、東京証券取引所に独立役員として届出ております。
厨川道雄氏につきましては、研究機関等において培われた専門的な知識・経験等を踏まえ、更に当社における10年の社外監査役としての経験から、当社社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年間であります。
6. 岡村 裕氏は、社外取締役候補者であります。
岡村 裕氏につきましては、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を備えております。更に当社における社外監査役としての経験から、当社社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって12年間であります。
7. 当社は、社外取締役が期待される役割を充分発揮できるように、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役である潮田盛雄氏および厨川道雄氏との間で、当該責任限定契約を締結しております。両氏の選任をご承認いただいた場合、同契約を継続する予定であります。また、社外監査役である岡村 裕氏とは、社外監査役として責任限定契約を締結しておりますが、同氏の社外取締役への選任をご承認いただいた場合には、同氏との間で、社外取締役として新たに同様の責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
8. 社外取締役には、定期的に開催される定例取締役会に出席し、公正な意見を表明することを期待しております。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役池田昌義氏、監査役岡村 裕氏および相内真一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1	いけ だ まさ よし 池 田 昌 義 (昭和34年1月10日生)	昭和56年4月 当社入社 平成9年4月 当社経営情報室部長 平成11年4月 当社技術本部品質保証推進室部長 平成26年4月 当社技術本部技術管理部長 平成29年4月 当社監査室長 平成30年4月 当社事務管理本部副本部長 平成31年2月 当社監査室上席参与 令和元年6月 当社監査役(常勤) (現在)	11,818株
2	あい ない しん いち 相 内 真 一 (昭和30年1月22日生)	昭和54年4月 大阪弁護士会登録 河合伸一法律事務所 昭和55年12月 船越 孜法律事務所所属 平成元年4月 礪川・相内法律事務所開設 平成8年4月 グローバル法律事務所に改称 (現在) 平成23年6月 当社監査役 (現在)	28,795株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
※ 3	ひ さか とも あき 氷 坂 智 晶 (昭和38年1月4日生)	昭和60年 4 月 (株)大和銀行入行 (現 (株)りそな銀行) 平成14年11月 同行熊取支店長 平成28年 4 月 同行常務執行役員 平成30年 4 月 同行専務執行役員 りそな総合研究所(株)代表取締役社長 令和 4 年 6 月 (株)DAC S 代表取締役社長 (現在)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※は、新任の監査役候補者であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「3. 会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険の内容の概要」に記載のとおりです。各監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 相内真一氏は、社外監査役候補者であります。
相内真一氏は、東京証券取引所に独立役員として届出ております。
相内真一氏は弁護士であり、会社の経営に直接関与したことはありませんが、各分野に対し高い見識を有しており、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって12年間であります。
5. 氷坂智晶氏は、社外監査役候補者であります。
氷坂智晶氏につきましては、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を備えております。更にりそな総合研究所(株)の代表取締役社長の経験があり、経営コンサルティング等の専門知識・経験等を生かし当社のコンプライアンス経営の一層の推進のため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
6. 当社は社外監査役が期待される役割を充分発揮できるように、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外監査役である岡村 裕氏と相内真一氏との間で、当該責任限定契約を締結しております。相内真一氏の再任をご承認いただいた場合、同契約を継続する予定であります。また、氷坂智晶氏の選任をご承認いただいた場合、同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、令和2年6月26日開催の第67回定時株主総会において年額2億5千万円以内（うち社外取締役の報酬年額2千万円以内）とご承認いただき今日に至っております。

この度、経営の透明性の確保およびコーポレート・ガバナンスの強化を図るため、社外取締役を1名増員し、加えて今後の動向も勘案した結果、取締役の報酬額を年額3億円以内（うち社外取締役の報酬額は年額4千万円以内）と改定させていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものいたします。

また、本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会の審議を経て決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、現在の取締役の員数は6名（うち社外取締役の員数は2名）であります。本総会第2号議案が承認可決されますと取締役の員数は7名（うち社外取締役の員数は3名）となります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場 大阪市北区天満一丁目9番14号 当社5階 会議室
TEL 06 (6351) 5621

交通 ・地下鉄谷町線、京阪電鉄「天満橋」駅 13号階段より徒歩7分
・JR東西線「大阪天満宮」駅 8番出口より徒歩10分

